

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和6年10月1日

[登録番号:46号 有効期間:令和11年3月30日]

長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会

(一社) 上小労働基準協会

各労働基準協会

有機溶剤作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、屋内作業場又はタンク、ピット等の内部において、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤[※]を製造し、又は取り扱う作業（試験、研究の業務を除く）については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、その者に作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第14条）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

注) 当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含みます。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

| | | | | |
|------|--------------------|----------------------------------|-----|--------------------------------|
| 開催日時 | 令和6年12月4日(水)・5日(木) | 1日目は9時10分から、2日目は8時40分から受付をいたします。 | | |
| 会場 | 上小トラック研修会館 | 上田市殿城581-6 | | |
| 締切日 | 令和6年11月18日(月) | 定員 | 80名 | 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます |

2. 申込方法

(1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に掲載してあります）

(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい)

| | |
|--|---|
| ① 受講申込書 | 受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。) |
| ② 写真1枚(申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します | 正面、脱帽、 <u>上三分身(胸から上)</u> (顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。)、 <u>背景無地、鮮明で傷のないもの</u> 、 <u>デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限り</u> ます。 |

3. 受講料 (消費税含む)

1名 11,000円 [内訳: 本体10,000円 消費税(10%)1,000円]

4. テキスト代 (消費税を含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「有機溶剤作業主任者テキスト」※テキスト代は価格改訂される場合があります。

1冊 1,980円 [内訳: 本体1,800円 消費税(10%)180円]

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11月28日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは、11月27日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

| 冊 | 講習科目 | 時間 | 講師 |
|------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 第一日目 | オリエンテーション | 9:25～ | |
| | 関係法令 | 9:30～12:00 | (一社)長野県労働基準協会連合会 長野測定所 所長 荻原 英崇 |
| | 有機溶剤による健康障害およびその予防措置に関する知識 | 13:00～17:00 | 社会医療法人恵仁会 参与 薬剤師 水間 雅典 氏 |
| 第二日目 | 作業環境の改善方法に関する知識 | 9:00～12:00 12:45～13:45 | (一社)長野県労働基準協会連合会 安全衛生支援室 室長 武士 善明 |
| | 労働衛生保護具に関する知識 | 13:45～15:45 | |
| | 修了試験 | 15:45～16:45 | |
| | 修了式 | 16:45～(予定) | |

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」等の助成金が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。（但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。）

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練課 (TEL 026-226-0862) までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに110円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

9. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認下さい。
- (2) 昼食を持参して下さい。（近隣には商店・飲食店がございません）

改正特定化学物質障害予防規則（平成26年11月1日施行）により、クロロホルム等有機溶剤業務（クロロホルムほか9物質：【注】参照）では、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

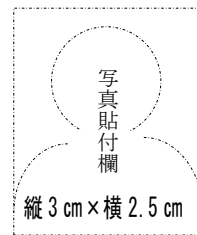
なお、平成25年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下についても前記同様に有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりませんので、ご留意ください。

- ① エチルベンゼン等に係る塗装の業務
（平成25年1月1日施行、平成27年1月1日から義務化）
- ② 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務
（平成25年10月1日施行、平成26年10月1日から義務化）

【注】 クロロホルム・1,4-ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

◆写真貼付ゼロテープ不可◆

(修了証に使用します)



| | |
|------|--|
| 留意事項 | 1. 申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入して下さい。 ※欄は記入しないこと。 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入して下さい。 |
| | 2. 個人で申し込まれる方は申し込み確認のため事業主職名欄に署名をして、現住所枠の下段に日中連絡の取れる電話番号をご記入下さい。 |

12月4日・5日 上田市会場

有機溶剤作業主任者技能講習受講申込書

※受付時に申込書と写真を必ず提出してください。

申込前に写真の再確認をお願いします。

- 顔が大きすぎませんか
- 背景無地・加工不可
- 鮮明で傷はありませんか

| | | | | | |
|--|---------|------|-----------------|----------------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生 | ※協会名 | ※受講No. |
| 氏名 <small>正しい字体で正確に記入して下さい。</small> | | | | | |
| 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む) | | | 有 / 無 | | |
| 併記を希望する氏名又は通称 | | | | | |
| 現住所 <small>〒番号必須</small> | 〒 _____ | | 都・道・府・県 | 労働基準協会 会員関係 | 加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】労働基準協会・会員外 |

※個人で受講される方のみ日中連絡が取れる電話番号をご記入下さい。

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 上記のとおり申し込みます。 | |
| 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 | 申込担当者所属 |
| 〒 _____ | ” 氏名 |
| 事業場所在地 | TEL () |
| 事業場名 | FAX () |
| 事業主職氏名 | |

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

| 協会使用欄 | 受講料 | テキスト代 | 領収月日 | 領収者 | 受講番号 |
|-------|----------|---------------|------|-----|------|
| | ¥11,000- | ¥1,980- ④× ④入 | / | | |

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

有機溶剤作業主任者技能講習受講票

※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

| | | | |
|------|--------|-------|--|
| ※協会名 | ※受講No. | 受講者氏名 | 講習月日 R6年12月4日・5日 ※開講時間が両日も異なりますのでご注意ください。 |
| | | | 講習会場 上小トラック研修会館 |

※1日目は9時10分から、2日目は8時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

| | | | |
|------|--|------|--|
| ※1日目 | | ※2日目 | |
|------|--|------|--|

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

旧姓及び通称の記載を希望する方

技能講習修了証の氏名欄に旧姓及び通称の記載を希望する受講者は申込書への希望の有無を記入し、次のいずれかの写しを下記欄に貼付下さい。

旧姓＝戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
通称＝住民票等

旧姓・通称記載希望の方

・旧姓及び通称の併記に伴う必要書類等写し貼付欄

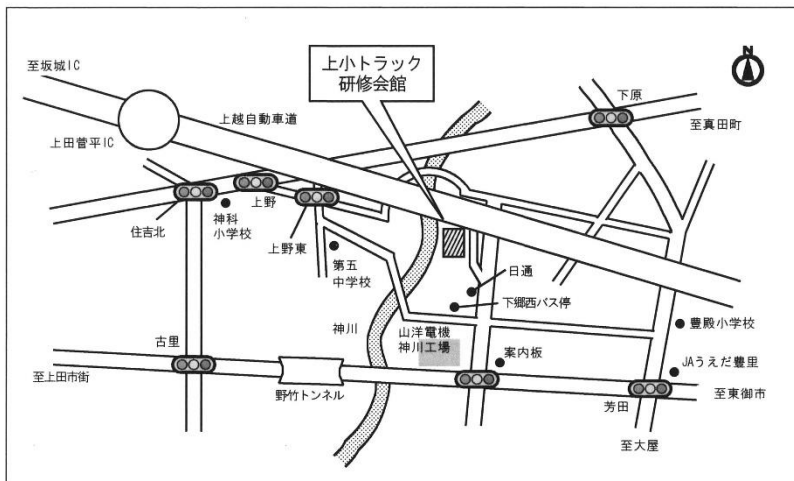
(糊づけしてください)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

| 労働基準協会名 | 所在地 | TEL・FAX |
|---------------|--|-----------------------|
| (一社) 松本労働基準協会 | 〒390-0851 松本市大字島内 3427-51 | 0263-40-3600・48-1388 |
| (一社) 長野労働基準協会 | 〒380-0918 長野市アークス 2-3 | 026-227-0235・227-1494 |
| (一社) 諏訪労働基準協会 | 〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301号室 | 0266-22-2032・22-2067 |
| (一社) 上小労働基準協会 | 〒386-0025 上田市天神 2-4-55 | 0268-23-2500・23-2507 |
| (一社) 飯田労働基準協会 | 〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4 | 0265-22-6246・22-6248 |
| (一社) 中野労働基準協会 | 〒383-0013 中野市大字中野 1863-1 | 0269-22-2255・23-0729 |
| (一社) 佐久労働基準協会 | 〒384-0017 小諸市三和 1-4-7 | 0267-22-3841・25-1008 |
| (一社) 伊那労働基準協会 | 〒396-0015 伊那市中央 5083-1 | 0265-76-6666・72-5855 |
| (一社) 更埴労働基準協会 | 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96 | 026-292-0400・293-0403 |
| (一社) 大町労働基準協会 | 〒398-0002 大町市大町 6713-3 | 0261-22-0774・23-3601 |

| | | |
|------------------------|--|-----------------------|
| (一社)長野県労働基準協会 連 合 会 | 〒380-0918 長野市アークス 2-3 | 026-223-0280・223-0277 |
| | ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp | |

会場案内図



上小トラック研修会館

所在地: 上田市殿城 581-6
 交通案内: JR 上田駅前発上田バス
 赤坂～豊殿線 下郷西下車
 徒歩 10分

当日の緊急連絡先:
 (一社)上小労働基準協会 携帯
 080-8450-1523